

議案第 87 号

杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 11 月 17 日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

第 1 条 杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 19 年杉並区条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「主幹教諭」の次に「、指導教諭」を加える。

第 2 条 杉並区学校教育職員の給与に関する条例（平成 19 年杉並区条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「主幹教諭」の次に「、指導教諭」を加える。

別表第 1 の 4 級の項中「主幹教諭」の次に「又は指導教諭」を加える。

第 3 条 杉並区学校教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（平成 19 年杉並区条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「主幹教諭」の次に「、指導教諭」を加える。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

指導教諭の職を設置することに伴い、学校教育職員の定義を改める等の必要がある。

杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を
改正する条例新旧対照表（抄）

第1条による改正（杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の
一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>（職員の定義）</p> <p>第2条 この条例において、学校教育職員（以下「職員」という。）とは、杉並区立小学校、中学校及び特別支援学校の副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師（常時勤務の者及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者（以下「再任用短時間勤務職員」という。）に限る。）のうち、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条第1号に規定する職員以外のものをいう。</p>	<p>（職員の定義）</p> <p>第2条 この条例において、学校教育職員（以下「職員」という。）とは、杉並区立小学校、中学校及び特別支援学校の副校長、教頭、主幹教諭____、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師（常時勤務の者及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者（以下「再任用短時間勤務職員」という。）に限る。）のうち、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条第1号に規定する職員以外のものをいう。</p>

第2条による改正（杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>（職員の定義）</p> <p>第2条 この条例において、学校教育職員（以下「職員」という。）とは、杉並区立小学校、中学校及び特別支援学</p>	<p>（職員の定義）</p> <p>第2条 この条例において、学校教育職員（以下「職員」という。）とは、杉並区立小学校、中学校及び特別支援学</p>

校の副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師（常時勤務の者及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）のうち、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条第1号に規定する職員以外のものをいう。

校の副校長、教頭、主幹教諭_____、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師（常時勤務の者及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）のうち、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条第1号に規定する職員以外のものをいう。

第3条による改正（杉並区学校教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、学校教育職員（以下「職員」という。）とは、杉並区立小学校、中学校及び特別支援学校の副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師（常時勤務の者及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）のうち、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条第1号に規定する職員以外のものをいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、学校教育職員（以下「職員」という。）とは、杉並区立小学校、中学校及び特別支援学校の副校長、教頭、主幹教諭_____、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師（常時勤務の者及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）のうち、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条第1号に規定する職員以外のものをいう。</p>